

平成26年8月  
経済産業省

8月15日の記者会見において、茂木経済産業大臣より、ベネッセによる情報漏えい事案をふまえ、経済界における個人情報保護の徹底に関する当面のアクションとして、下記の3点を発表。

### 1. 経済団体への個人情報保護に関する要請文の発出

#### 《概要》

- ・ 8月18日（月）付けで、経済団体連合会、新経済連盟、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の5団体に対して発出。
  - ・ まず、経済産業分野の個人情報保護法ガイドライン等、既存のガイドラインに沿った点検を要請。
  - ・ あわせて、今回の事案をふまえ、①社内の安全管理措置強化、②委託先の監督強化、③情報の適正な取得の3点に特段の注意を払うことを要請。具体的内容は下記の通り。
- ①社内の安全管理強化：経営者が率先して、自社内における個人情報の管理体制を構築し、役員クラスの責任者への任命や、個人情報を取り扱う専門部署の設置等、十分な措置を講じること。
  - ②委託先の監督：安全管理措置の実施が十分かを確認すること。また、委託先が再委託をする場合には、事前に承認を求めるようにするとともに、再委託先による安全管理措置の実施が十分かを確認すること。再々委託先以降についても同様の扱いとすること。
  - ③情報の適切な取得：第三者から個人情報を取得する場合には、当該情報について、その入手方法等を確認すること。適法に入手されていることが確認できないときには、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、取引の自粛を含め、慎重に対応すること。

### 2. 内部不正防止に関する緊急セミナーの実施

#### 《概要》

- ・ 企業による内部不正防止の取組を広く支援するためのセミナーを開催する。
  - ・ 日時・場所：2014年8月26日（火）13：30～16：30（於：経済産業省講堂）
  - ・ 主催：経済産業省、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の共催。
- （後日動画により講演内容を配信予定。<http://www.youtube.com/user/ipajp>）

### 3. 経済産業分野における個人情報保護法ガイドライン等の見直し

#### 《概要》

- ・ 今後提出されるベネッセの調査結果を踏まえ、9月中を目途に下記の2つのガイドラインを改訂。
  - ・ ①社内の安全管理措置強化、②委託先の監督強化、③情報の適正な取得の3点を見直す見込み。
- ◇経済産業分野における個人情報保護法ガイドライン（個人情報保護法の解釈や具体例を記載）
- ◇IPA 内部不正防止のセキュリティガイドライン（内部関係者の情報漏えいを防止する方策を記載）